

海老名市公共汚水ます等の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市の公共下水道における汚水ますとそれに伴う取付管の新設、移設及び改築（以下「設置等」という。）並びに撤去について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 公共汚水ます 宅地内から排出される生活又は事業に関する排水を公共下水道に取り入れるためのますで、市が管理するものをいう。
- (3) 取付管 公共汚水ますから公共下水道に接続する管をいう。
- (4) 公共汚水ます等 公共汚水ます及び取付管をいう。
- (5) 公費施工 市の費用負担により、市が工事を実施することをいう。
- (6) 自費施工 法第16条の規定により、市以外の者が費用負担して工事を実施することをいう。

(設置数)

第3条 公共汚水ます等の設置数は、次に定めるところによる。

- (1) 一団の土地（一体利用が可能な土地をいう。以下同じ。）当たり1箇所とする。
- (2) 前号に規定する設置数では、技術的に排水が困難である等の正当な理由があり、市長が特に認める場合は、当該設置数を超えて自費施工で設置することができる。

(設置場所)

第4条 公共汚水ますの設置場所は、道路（私道を含む。）に接する土地で、道路境

界から 1 メートル以内の維持管理が容易に行うことができる私有地内とする。ただし、建築物等の障害物により公共汚水ますを設置する場所がないときは、市と協議の上、設置場所を決定するものとする。

- 2 前項の道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路（以下「2 項道路」という。）である場合の道路境界は、2 項道路の中心線から 2 メートルの線を境界線とみなす。

（公共汚水ます等の規格及び構造）

第 5 条 公共汚水ます等の規格及び構造は、市指定のものとする。

- 2 市が管理する公共汚水ます以外のますに、市章を使用してはならない。

（公共汚水ます等の公費施工による新設）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者が、公共汚水ます等の設置申出を行った場合は、公費施工により新設するものとする。

- （1） 法第 9 条第 1 項に規定する供用開始の公示に係る地域の土地所有者であって、令和 8 年 3 月 31 日（以下「基準日」という。）以前に当該土地の所有権を取得したもの（基準日以前に土地登記簿に登録されている所有者に限る。）
- （2） 前号の土地所有者の相続人
- （3） 市街化調整区域内において公共下水道が未整備の地域（第 1 号に規定する供用開始の公示がされていない地域をいう。）であって、市が公共下水道を整備する場合において申出を行ったもの（市が指定する期間内に申出を行った者に限る。）

（公共汚水ます等の自費施工による新設）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、自費施工により新設するものとする。

- （1） 前条の規定に該当しない場合
- （2） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為に該当する場合
- （3） 既に公共汚水ます等が設置してある一団の土地に、公共汚水ますを新設する場合

- (4) 基準日より後に土地を分筆し、元の土地以外に公共污水ます等を新設する場合
- (5) 自然流下による排水ができない等、公共污水ます等に特殊な構造を必要とする場合
- (6) 公共污水ます等を長期にわたり使用することを目的としない場合
- (7) 土地所有者等の都合により、公共污水ます等を新設する場合
(その他の事項による施工及び費用負担)

第8条 前2条に掲げる場合のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、工事を実施するものとする。

- (1) 市は、2項道路で現況道路の拡幅が必要となった場合 公費施工で移設する。ただし、既に設置されている公共污水ますと取付管の延長線上への移設に限る。
- (2) 土地所有者等の都合により、移設及び改築を必要とする場合 自費施工により実施する。

2 市長は、公共下水道の維持管理上必要があると認めるときは、公共污水ます等の設置等及び撤去を公費施工により実施することができる。

(公費施工の手続)

第9条 公費施工により公共污水ます等の新設を希望する者（以下「希望者」という。）は、市と事前相談を行うものとする。

- 2 希望者は、前項の事前相談により、公共污水ます等の公費施工が可能なときは、海老名市公共污水ます等設置申出書（第1号様式）にて、当該申出書に記載されている設置条件を承諾の上、市に申し出ることができる。ただし、市が公共下水道整備に伴い公共污水ます等を新設するときは、海老名市公共污水ます等設置位置申出書（第2号様式）によるものとする。
- 3 前項の申出に当たり、取付管が他人の土地（私有地に限る。）を占用する場合は、当該土地の所有者の承諾を得た上で、海老名市公共下水道施設設置土地使用承諾書（第3号様式）を提出するものとする。

(管理区分)

第10条 公共汚水ます等は、市の所有とし、市が管理を行うものとする。

(使用者及び所有者の責務)

第11条 公共汚水ます等の使用者は、公共汚水ます等を適切に保全するものとし、公共汚水ます等の点検、修繕、しゅんせつ等に支障をきたすような工作物を設けたり、物を置いたりしてはならない。

2 使用者の責めに帰すべき事由により公共汚水ます等の機能に支障が生じたときは、使用者の責任において、修繕、しゅんせつ等をしなければならない。

3 公共汚水ます等を使用する必要がなくなったときは、当該土地所有者は、自費施工により撤去しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 9 条関係）

海老名市公共汚水ます等設置申出書

No. 年 月 日

海 老 名 市 長 殿

海老名市公共下水道の排水取付口である公共汚水ますを別添書類のとおり設置されるよう、海老名市公共汚水ます等の設置に関する要綱第 9 条の規定により、申し出ます。

○ 公共汚水ます設置場所

海老名市 (土地の表示)
(住居表示)

○ 申 出 者 住 所
氏 名 印
電話番号

○ 前面道路の種別 ☐ 海老名市道 号線 ☐ 国 道
☐ 県 道 号 ☐ 私 道

○ 申出ます深さ (1) 公共汚水ます深さ m ※公共汚水ますを設置する宅盤の高さが道路の高さから 1.5m 以内であること
(2) 宅盤との高低差 m

○ 添付書類 ① 案 内 図
※①～⑥については ② 平 面 図 (公共汚水ます設置位置を朱書きで記入したもの)
必ず提出して下さい ③ 公 図 写
④ 写 真
⑤ 公共下水道施設設置土地使用承諾書 (土地所有者一人につき一枚)
⑥ 全部事項証明書又は要約書 (写しでも可)
☐ 給水管位置図 (国県道・河川区域の場合、道路内部分)

○ 給水管・ガス管 ☐ 希望あり (埋設時期 月 日予定) ☐ 希望なし
との同時施工 ※希望ありの場合は、それぞれの埋設位置図を添付し、埋設時期を記載。
復旧については下水道課と協議すること。(近接工事施工についても要協議)

○ 排水設備施工 指定工事店名 担当者名
指定工事店 電話番号

○ 申出代理人 氏 名
電話番号

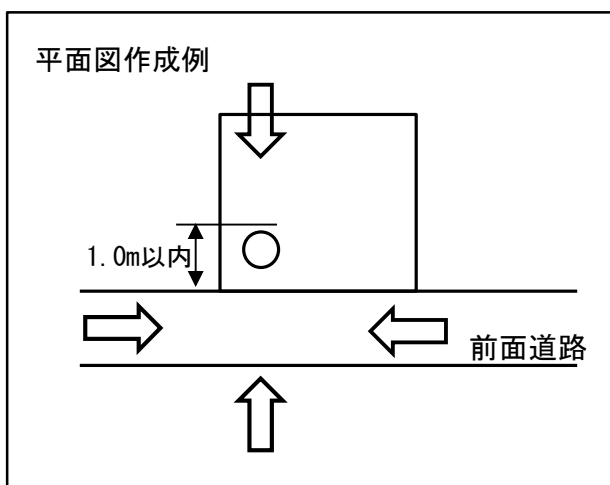
○ 公共汚水ます設置 年 月 日まで
工事完了希望日 (裏面設置条件 3 参照)

公共下水道汚水ます設置条件

- 1 申出書位置から、設置位置や構造に変更が生じることを理解し、変更内容についても了承する。
- 2 公共下水道施設設置土地使用承諾書について、土地所有者全員分の記名、登記印・登録印（実印）を提出する。
- 3 受付締切日は毎年5月からの毎月15日（15日が市の休日の場合は翌開庁日とする。）とし、当該年度の予算内での受付とする。
工事完了は、締切日より約2ヶ月半とし、国・県道や河川等海老名市長以外の管理者からの許可を要するものや、設置場所の地形形状等により施工困難な場合は、追加の日数を要する。
- 4 不測の事態により完了予定日を過ぎた場合でも、市に一切の責任を問わないこととし、市が指定する汚水ます設置期間で間に合わない場合は、自費施工で設置する。
- 5 市で設置した公共汚水ますの完成検査が終了し、引渡しされるまで、排水設備を接続しない。
検査前に排水設備を接続し、公共汚水ますに不具合が確認された場合は、申出者の責任によりこれを復旧する。
- 6 申し出に合わせて、公共汚水ます設置予定場所を中心に四方向から写真を撮影したものを提出する。

※開発行為等に係るものについては、事業主による自費施工となります。

※汚水ますを設置することが可能な宅盤の高さは、道路の高さから1.5m以内とします。



凡例

○ = 公共汚水ます
⇔ = 写真撮影方向

海老名市公共汚水ます等設置位置申出書

年 月 日

海老名市長 殿

公共汚水ます等設置位置について、海老名市公共汚水ます等の設置に関する要綱第 9 条の規定により、申し出ます。

設置条件

- (1) 公共汚水ます等の設置後、位置変更は自費施工で行うこと。
- (2) 宅地内に排水設備の設置義務が発生すること。
- (3) 宅地内に排水設備を設置する際は、海老名市指定下水道工事店にて実施すること。
- (4) 土地の面積に応じた受益者負担金または分担金が発生すること。
- (5) 使用開始後は下水道使用料が発生すること。

設 置 場 所	海老名市	
申 出 者	住所	
*土地所有者 (複数の方で所有している場合は別紙を使用してください。)	氏名	印
	電話	
	住所	
代 理 者 *排水設備設置義務者 (建物使用者・建物所有者)	氏名	印
	電話	
	住所	

※ スタンプ印は不可

市発注工事件名			
工事受注者			
市への提出期限	年	月	日 までに提出をお願いします。

※市街化調整区域については、期限内に申出されない場合は、公費施工による公共汚水ます等の設置は行えなくなりますのでご注意ください。

位 置 図

年 月 日

海老名市公共下水道施設設置土地使用承諾書

海 老 名 市 長 殿

	所在地	海老名市
土地所有者	住 所	
	氏 名	⑩
	※ スタンプ印は不可	
	電 話	
設置申出者	住 所	
	氏 名	

上記の土地を公共下水道施設設置のために、使用することを承諾いたします。
また、下記の事項について、誓約いたします。

記

- 1 土地の使用期間は、公共下水道施設の存続する期間とし、使用料等は一切請求しません。
- 2 土地の所有権を移転する場合、若しくは用益物権を設定する場合は、この承諾した事項を譲受人に継承いたします。
- 3 公共下水道施設の全部又は一部を移設又は撤去しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受け、これに係る費用は原因者負担とします。
- 4 上記土地の当該公共下水道施設に新たな市の公共下水道施設を増設する場合、及び新たに公共下水道施設の接続を行う者に対しては、これを承諾し、接続に際して無条件で接続できるものとします。
- 5 海老名市が当該公共下水道施設の維持管理、補修等のため、上記土地を使用することに意義はありません。